

たまっくり

(毎月1回発行) 発行人町長 坂本常蔵 昭和38年 1 月 23 日 第三種郵便物認可
印刷所 さんゆう社印刷 定価10円

人口と世帯数

51年 5 月末日現在
(単位・戸、人)

総人口 13,812人

男 6,808人

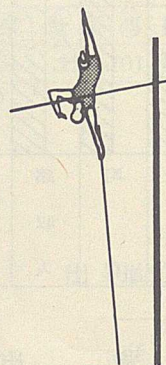
女 7,004人

世帯数 3,105戸



ママさんバレーボール (玉造小)

町民体育大会



走高跳 (玉造中)



百米競走 (玉造中)



ソフトボール (玉造小)

○ひさしぶりに晴れわたった空のもと、あちからでも、こちらからも歓声がわきあがり、おおいに若さを発揮してスポーツを楽しむ風景が、一服の清涼剤となりました。

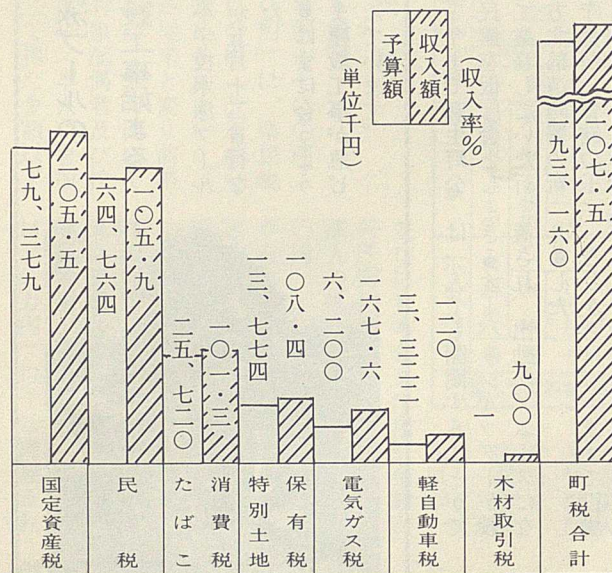


○玉造町に住む一般社会人のひとたちが、スポーツをする機会をつくり、体力の向上とアマチュアスポーツ精神を高め、心身ともに健全で明朗な町民になることを期して毎年行なわれるものです。

○郡民体育大会の予選をかねた町民体育大会が、陸上競技は五月三十日玉造中学校で、ソフトボール及びバレーボールは六月六日玉造中学校と玉造小学校に分散して行なわれました。

(2) 町税及び公債の状況

①町 税



種 目	金 額	世 帯 当 り	人 口 1 人 当 り
直 接 税	171,278千円	55,429円	12,404円
間 接 税	36,469千円	11,802円	2,641円

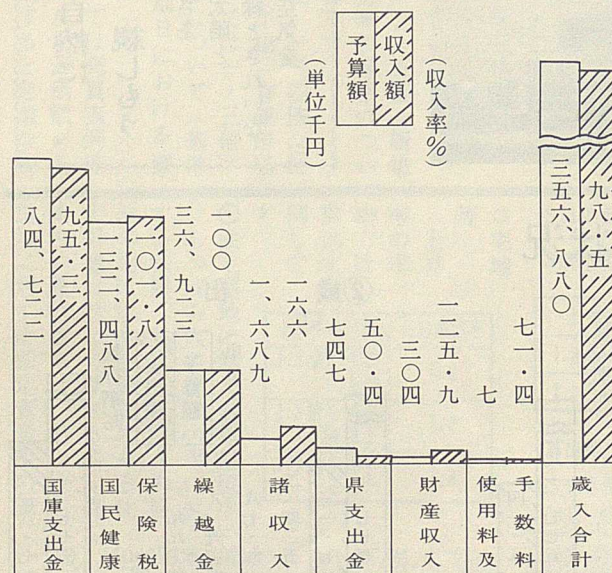
②公 債

公債額面	466,903千円
今期借入	18,500千円
今期支払	25,189千円

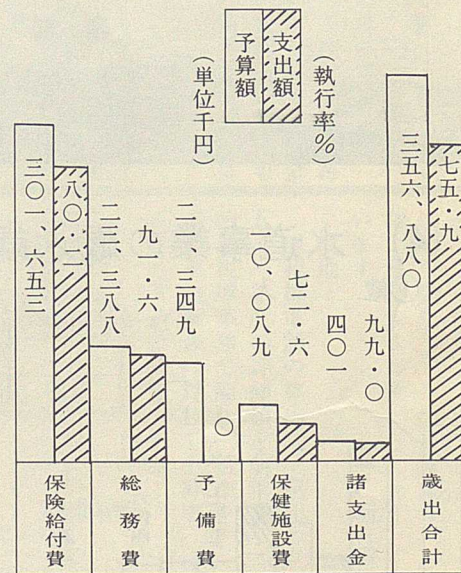
公 債 額	世 帯 当 り	人口1人当り
466,903千円	151,101円	33,813円

(3) 国民健康保険の歳入歳出状況

①歲 入



②歳 出 (単位千円)



種 目	金 額	世 帯 当 り	人 口 1 人 当 り
歳 入	351,550千円	146,540円	35,618円
歳 出	271,121千円	113,014円	27,469円

種 目	金 額	世 帯 当 り	人口1人当り
保 險 税	134,902千円	56,232円	13,667円
保険給付費	241,964千円	100,860円	24,515円

昭和51年3月末日現在

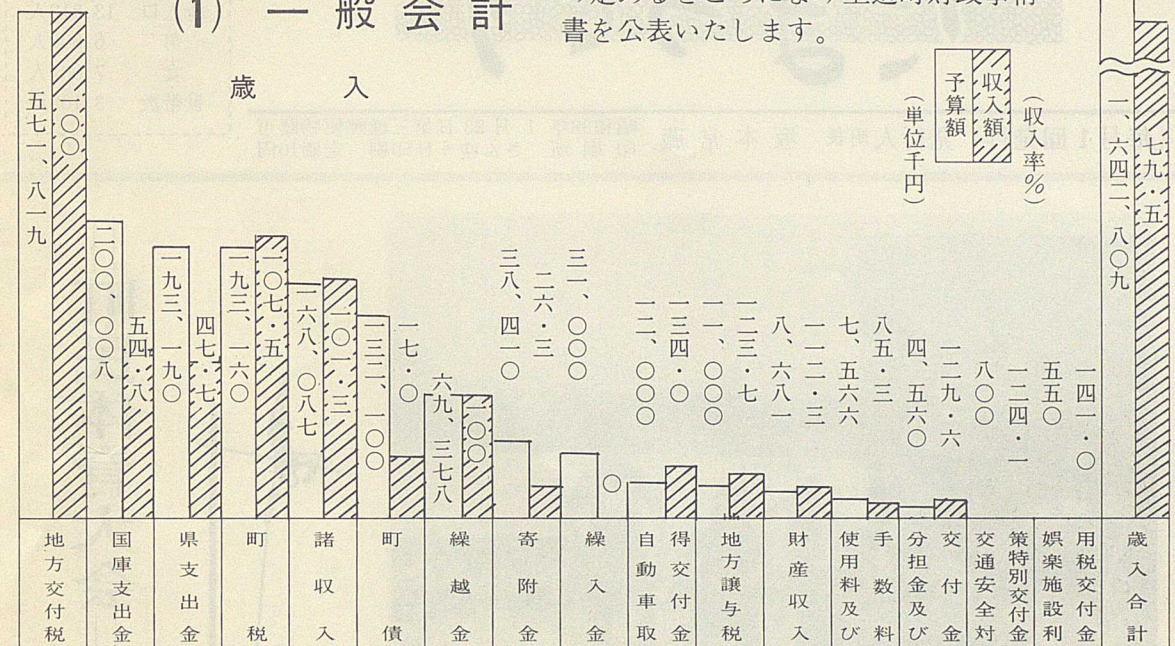
被保險世帯数 2,399戸

被保險人口 9,870人

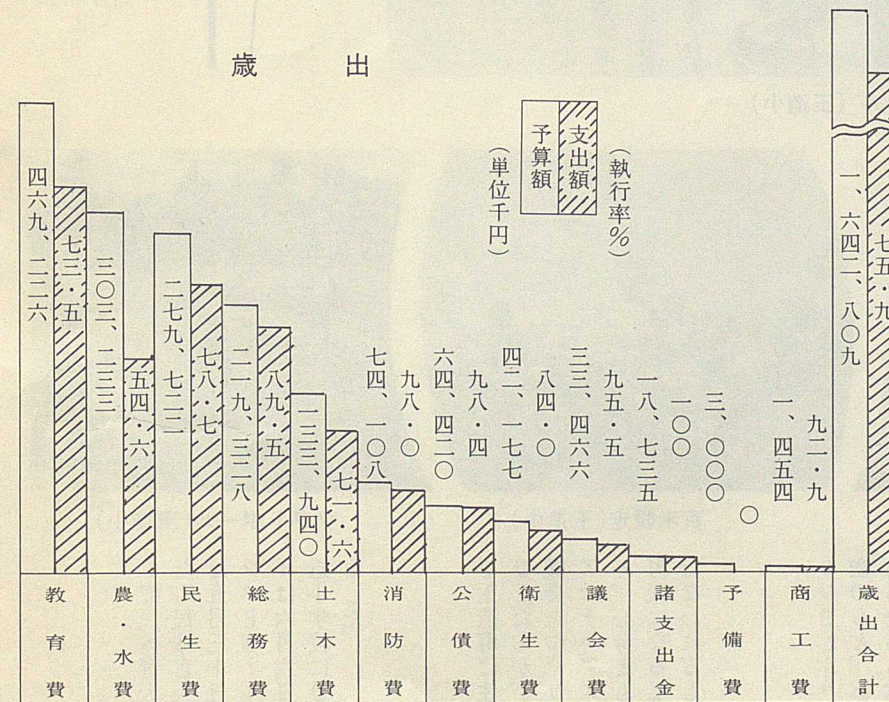
財政事情書

昭和50年10月1日～昭和51年3月31日
地方自治法第243条の3にもとづく「財政事情書の作成及公表」に関する条例の定めるところにより玉造町財政事情書を公表いたします。

(1) 一般會計



歲 出



※すべて収入額支出額は、それぞれ予算額に対する収入率、執行率で表わしてあります。

昭和51年 3 月末日現在
世帯数 3,090戸
人口数 13,808人

種目	金 額	世 帯 当 り	人口1人当り
歳入	1,307,309千円	423,077円	94,677円
歳出	1,247,245千円	403,639円	90,327円

行方北部消防署の新庁舎が完成

今まで麻生町公民館を仮庁舎として業務していた行方北部消防署の新庁舎が、管轄の玉造、麻生、北浦の境界附近にあたる北浦村大字小幡字上の宮沖一、一〇一三八に五月二十日完成し、同日一四時をもって一九番、一般加入電話とも切換えが完了し、新庁舎での業務を開始しました。

延面積六八七、〇七㎡の鉄筋コンクリート二階建て、敷地面積四四四、〇㎡のうち車庫に

は一人でも開閉することが出来るオーバーシャッターが設置され、出動がスムーズになりました。

これからは、いままでは役場に通じていた一九番が直接消防署へ通報されますので、一般加入電話の場合は局番なしの一九番、農集電話の場合は一九番の前に〇をつけて〇一九番を回して下さい。なお通報するときは

①火事が救急か
②場所と附近の目標
③名前と電話番号

を落着いて通報して下さい。いたずら電話は絶対にしないで下さい。もしいたずら電話があった場合は逆探知装置により電話先を探知することが出来るので注意して下さい。

西小水泳プールの建設工事始まる

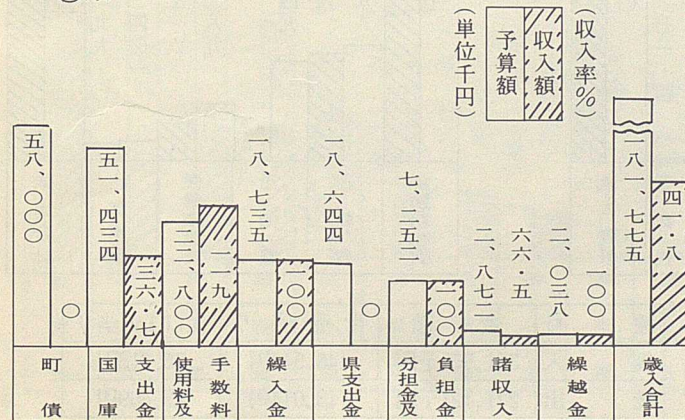


助役による鉄入れ

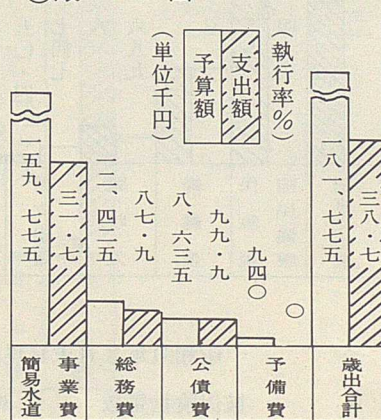
自然に
親しもう
さあ
太陽と
緑と
きれいな
空気を

(4) 水道事業の歳入歳出の状況

①歳入



②歳出



種目	金額	1戸当り
歳入	76,068千円	62,658円
歳出	70,344千円	57,943円
公債	128,900千円	106,177円

昭和51年3月末日現在

加入戸数 1,214戸

町税条例が改正されました

地方税法の一部改正により町の税金が昭和五十一年四月一日から次のように変わりました。

一、軽自動車税

税別	現行	改正額
原付自転車		
50cc 以下	500円	650円
90cc 以下	800円	1,000円
125cc 以下	1,000円	1,300円
二輪のもの(側車付を含む)	1,500円	2,000円
三輪のもの	2,000円	2,600円
軽自動車		
乗用	4,500円	5,200円
営業用		5,900円
貨物用	2,500円	2,900円
自家用		3,300円
小型特殊		
二輪のもの	1,000円	1,300円
四輪	1,000cc以下	1,500円
	1,000cc以上	2,000円
特殊作業用	3,000円	3,900円
二輪小型自動車750ccまで	2,500円	3,300円

である者には均等割はかかりません。

《法人町民税の均等割》
○資本金又は出資金額が一億円を超える法人及び相互会社で、従業者数が一〇人以上の場合には、年額二四、〇〇〇円。

○資本金又は出資金額が一億円を超える法人及び相互会社で、従業者数が一〇人以上の場合には、年額二四、〇〇〇円。

三、固定資産税

《評価替えについて》

昭和五十一年度は、三年毎の基準年度にあたり土地は全筆について、家屋は新築住宅等について評価替えがされました。

○土地について
土地に対する評価については、売買実例価額並びに各種統計等、過去三年間の上昇割合等を基礎とし、県内の均衡をとり調整のうえ評価額を算定します。

昭和五十一年基準年度地目別上昇割合(対四十八基準年度比)

田	一・〇倍
畑	一・二倍
宅地	一・三倍
山林	一・二二倍

○家屋について
木造家屋 一・五倍(新築家屋のみ、在来家屋については従来どおり)
非木造家屋 一・四倍(軽量鉄骨造りの工場、倉庫市場用建物については一・三倍)

《課税標準額について(基準年度の賦課期日における価格)》
土地については売買実例等により算定された評価額を基礎として課税すると急激な税

負担となるため、左表のような負担調整をしつつ評価額課税に移行する措置がとられています。

○農地
課税標準額の算出は、昭和五十一年度の評価額を前年度の課税標準額で除し、倍率を求めその割合に対して上昇率に応じて負担調整をする。

S51年度評価額	1.3以下
S50年度課税標準額	=1.3を超えるもの
上昇率の区分	負担調整率
1.3倍以下のもの	1.1
1.3倍を超えるもの	1.2

(算出例)
(S51年度評価額) 110,000円
(S50年度課税標準額) 50,000円
負担調整率 = 2.2 → 1.2

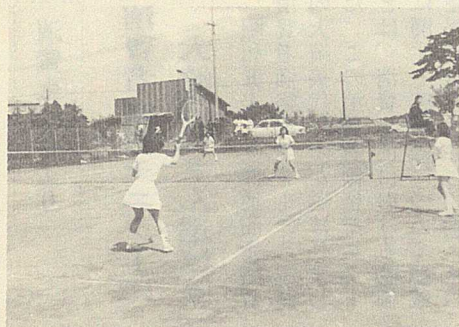
上昇率の区分	負担調整率
1.3倍以下のもの	1.1
1.3倍を超えるもの	1.2
1.7倍を超えるもの	1.3

〔例〕450㎡宅地の場合

200㎡ 小規模住宅用地	250㎡ 一般住宅用地
1/4の課税	1/2の課税

住宅用地のうち、小規模住宅用地(面積が二〇〇平方メートル以下)の二〇〇平方メートルの四分の一の額を課税の対象とします。





第10回中学校剣道大会 テニス大会行なわる

さる五月五日、さつき晴れのもと、玉造町教育委員会と体協主催による第十回中学校剣道大会、およびテニス大会が玉造中学校で行なわれました。



ゆかた



私たちの生活を見回してみると畳の代わりにカーペット

季節の話題

になっていたり、洋式のものが多くとり入れられています。が、やはりシーズンになるとゆかたに一度はそでを通したくなるものです。生活様式が変わってもゆかたを捨てきれないというのは、やはり湿気の多い日本の風土から生まれた衣類であるからであり、うつつというこの季節になると

木綿のサラツとした風合いがなつかしくなるからだともいえるでしょう。ゆかたは庶民のものの、肩ひじ張らず気軽に着こなすのが大切。男の人は兵子帯で、子どもたちは三尺帯で、また娘さん以上の婦人はいつもよりやや胸高に帯をしめ、スラリとした感じに着こなしましょう。ゆかたを選ぶ

コツはあまりゴテゴテしたような柄は避け、むしろあつさりとした白と紺の染めわけたものがアキが来ず長もちさせるコツといえそうです。夏祭りもそろそろ始まります。うちわを片手に、素足にげたばき、日本人ならではの感触を楽しみましょう。

国民年金だより

附加保険料を納めて より多くの 老令年金を

国民年金の保険料は、定額制で今年の四月から一と月につき一、四〇〇円となっています。この定額保険料のほか、附加保険料を納めると、将来より多くの年金を受けることができます。たとえば、二十五年間定額保険料を納めた人が、同じ期間附加保険料を納めると附加年金として六〇、〇〇〇円が加算されます。附加保険料は一と月につき四〇〇円です。定額保険料を納めている人であれば、どなたでも納めることができます。附加保険料を納めた期間に応じて老令年金の額が増額

福祉年金所得状況届

福祉年金を受けている人は毎年六月中旬に「所得状況届」を役場に提出しなければなりません。あなたが納めた年金に納りましたか。この届は福祉年金を受けている本人やその配偶者、あるいは扶養義務者の昭和五十年年度の所得の額などを届け出るものです。この届によって国は今年の五月分からの一年間の福祉年金を支払うかどうかを定めるのですから、この「所得状況届」は必ず出してください。もし提出ができませんと、支払日に福祉年金を受けられなくなることに

しあわせシリーズ (2)

頼りがいのある年金制度に成長

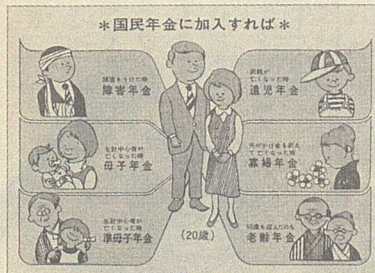
国民年金の制度は、昭和三十六年にできてから、四五年おきに改正され、私たちがうける年金額は、ドン引上げられてきました。こうした改正のほかに、昭和四十九年九月分の年金からは、物価スライド制がとり入れられました。物価が一年間に五%以上あがれば、その値上り率だけ年金

ので、いままですべての所得が多くなると、福祉年金が受けられなくなってしまう人も、今年は受けられるようになる場合があります。くわしくは国民年金係へおたずねください。

給付の種類

次に国民年金へ加入するとどのような年金が受けられるのか、給付の種類は次の八種類があります。

- 1 老令年金（被保険者が六十歳になったときから支給）
- 2 通算老令年金（被用者年金と国民年金との間を移った被保険者に六十歳から支給）
- 3 障害年金（被保険者が病気でやがて障害者になったときから支給）
- 4 母子年金（生計中心者の夫が死んだとき、十八才未満の子を養う妻に支給）
- 5 準母子年金（生計中心者に死なれたとき、弟妹を養う姉や、孫を養う祖母に支給）
- 6 遺児年金（父か母が被保険者であった子が孤児となったとき十八才になるまで支給）
- 7 寡婦年金（夫と死別した寡婦に六十才から六十四才まで支給されます。六十五才からは普通の老令年金が支給）
- 8 死亡一時金（加入して三年以上保険料を納めた被保険者が死んだとき、遺族に支給）



2 通算老令年金（被用者年金と国民年金との間を移った被保険者に六十歳から支給）
3 障害年金（被保険者が病気でやがて障害者になったときから支給）
4 母子年金（生計中心者の夫が死んだとき、十八才未満の子を養う妻に支給）
5 準母子年金（生計中心者に死なれたとき、弟妹を養う姉や、孫を養う祖母に支給）
6 遺児年金（父か母が被保険者であった子が孤児となったとき十八才になるまで支給）
7 寡婦年金（夫と死別した寡婦に六十才から六十四才まで支給されます。六十五才からは普通の老令年金が支給）
8 死亡一時金（加入して三年以上保険料を納めた被保険者が死んだとき、遺族に支給）



～第6玉雲会～

第六玉雲会は、玉造町柄貝・横須賀地区の六十歳以上のお年よりからなる老人クラブで、昭和四十九年から二年間モデル老人クラブとして県から指定されています。菅谷会長をはじめ、詩吟・民謡・生



菅谷吉蔵会長

け花にとレクリエーションもさかんで、毎月の定例会には町の保健婦さんに血圧測定及び健康管理の話しをしてもらうなど、会員みんなが楽しく幸せな毎日が送れるように頑張っています。また公民館内外や小学校の土手の清掃な



玉造小学校の土手の清掃に…



生け花に…… 詩吟に……

文化財をたずねて

芹沢法眼寺

(八)

「木造 不動明王坐像」
医王山法眼寺（曹洞宗）はもと芹沢山聖院東福寺（天台宗）といい、芹沢文書によると芹沢城主範幹が父俊幹（東福寺殿奇山道也、文明十七年死、一四八五年、四九一年前）の供養のため建立したもので、開山は文芸の友であった権大僧都法印真永である。その後天正十八年（一五九〇年、三八六年前）国幹の代に、佐竹義宣の兵に攻められ寺は破壊され、住持が不動明王像を倉敷の正明寺境内に移した。それから二十五年後に国幹の嫡子通幹が、元和元年（一六一五年、三六一年前）大阪冬の陣の戦功により芹沢に復帰、東福寺を再建して本尊をもどした。通幹の位牌は「中興大檀那浄心院明藏本光居士、元和九年、六十三歳」とあり、法眼寺過去帳に中興開山は喜叟乗欽とその師大年泉杲が招請開山となつているところから、この時曹洞宗に改められたと思われる。

水戸光圀の許しにより寛文八年（一六六八年、三〇八年前）那珂郡太田の医王山宝源寺もあわせて礼堂を新築し、現在の医王山法眼寺となった。本尊不動明王は寄木造り高さ四三厘の漆箔、体内背面に永録十三年作の墨書銘（一五七〇年、四〇六年前、室町時代後期）がある。東大寺の別当良弁の作と伝えられ、京都の仁和寺にあったのを、平将門の乱後芹沢氏の祖が



もらいうけて相模の芹沢に移し、更に現地に移したものである。像は忿怒相で右手に剣、左手にけん索を持つ形体がよく整いすぐれた作柄で、県内の不動明王としては貴重なものである。昭和四十一年三月七日県の文化財に指定。

消費生活だより

消費者価格モニターに

大崎美代さん選ばれる

昭和五十一年度通商産業省消費者価格モニターに八木時の大崎美代さんが選ばれました。この消費者価格モニターとは、消費生活における物価に関する苦情等について地域住民の声を代弁し、国・県の消費者行政に反映させるパイプ役となります。

なお、大崎さんの連絡先は

次のとおりです。

住所 玉造町大字八木時八八
電話番号 七〇一二七

くらしの豆知識

冷蔵庫の上手な使い方

冷蔵庫のまちがった使い方は、せっかくの機能を低下させてしまいます。次の点に注意しましょう。

- (1) 包んで保存する習慣
- (2) 熱いものはさまして入れる
- (3) ぎっしり詰めずにスキ間をあける（食品の量は、内容量

の五〜六割程度）

- (4) 入れたら早めに使いきる
 - (5) 整理貯蔵の習慣をつける
- さらに電力をムダなく、しかも冷却効率をよくするために壁から10cm位離しましょう。

七月生活教室の

お知らせ

日時 七月七日 午前十時〜午後三時
場所 水戸市三の丸一四一

七三、三井ビル内

茨城県消費生活センター
テーマ 商品研究会（肌着）
（表示・縫製・品質）

講師 国民生活センター職員

このほ
ど、民法
す等の一
まを改正
する法律
が成立し、
氏（姓）
の六月十
五日から
施行され
ることに
なりました。
このこと
により、
婚姻の時
に改姓を
する人、
離婚の時
に改姓を
する人も
同様です。
また、こ
の法律は
前三年以
内（本年三



月十五日以降）に離婚した人で既に婚姻前の氏にもどっている人も、本年九月十五日までに届出をすれば、婚姻中に称していた氏を再び称することが出来ます。これは、町民室住民係でお尋ねください。



季節のカメラ



誕生おめでとう
いざいざ
いざいざ



出産

（4月）

赤ちゃん	中島 小百合	続柄	保護者	部 落
大和田 朝子	二長	誠二	芹 沢	
若 泉 智華子	長女	勲	里	
斎 藤 宣 保	長男	次 夫	高 須	
磯 山 壯 紀	長男	節 也	沖 洲	
高 野 美由紀	長女	栄	舟 津	
石 田 義 弘	二男	昇	芹 沢	
沼 田 克 巳	長男	准 一	柄 貝	
柳 瀬 裕 美	長女	喜 一	若 海	
川 崎 裕 美	二男	正 明	沖 洲	
吉 藤 淳 子	二女	恵 一	柄 貝	
飯 島 俊 紀	長男	重 稔	上 宿	
森 緑	四女	茂	死亡	

お祝い
申上げます

（4月）

成 島 千津江	年令	部 落
成 島 千津江	七五	泉 落
郡 司 広	六三	竹 崎
島 田 関之助	七四	浜
成 島 千津江	二五	緑ヶ丘

善意銀行へ

《金額》壹万五千二百円
七宝蓮（代表）堀和治さん。
ご芳志に感謝します。

あとがき

梅雨期に入り湿気の多い日が続きます。
晴天の日にはできるだけ窓をあけて、部屋のなかに風を入れるように心がけましょう。